

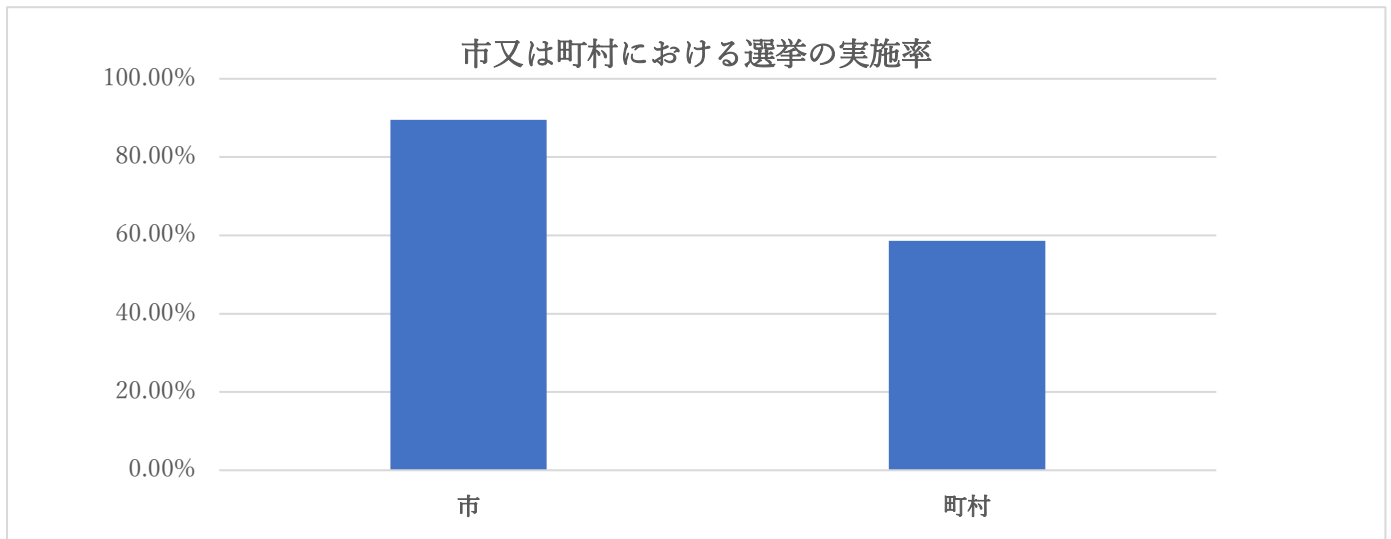
飯島町議会 定数報酬に関する委員会調査「資料編」

2024/04/10 飯島町議会 定数報酬等検討小委員会

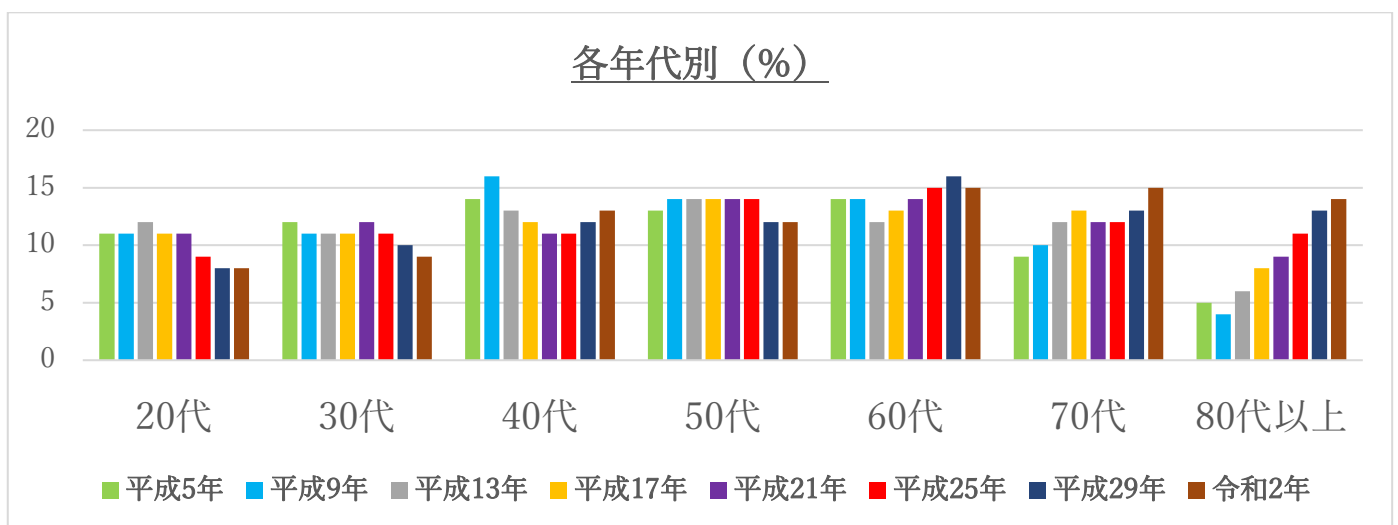
資料 4-4-2) 報酬と選挙の関係

長野県における市町村と町村との選挙戦実施率・議員報酬（令和5年6月時点）

市又は町村	選挙戦の実施率	議員報酬（平均）
市	89.50%	37万1842円
町村	58.60%	17万6286円

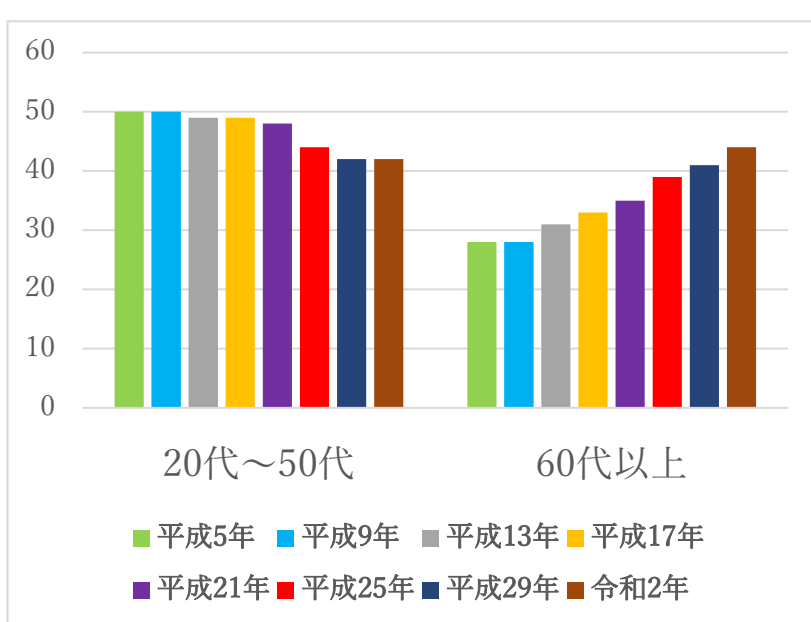


資料 4-4-4) 過去30年の年代別議員割合

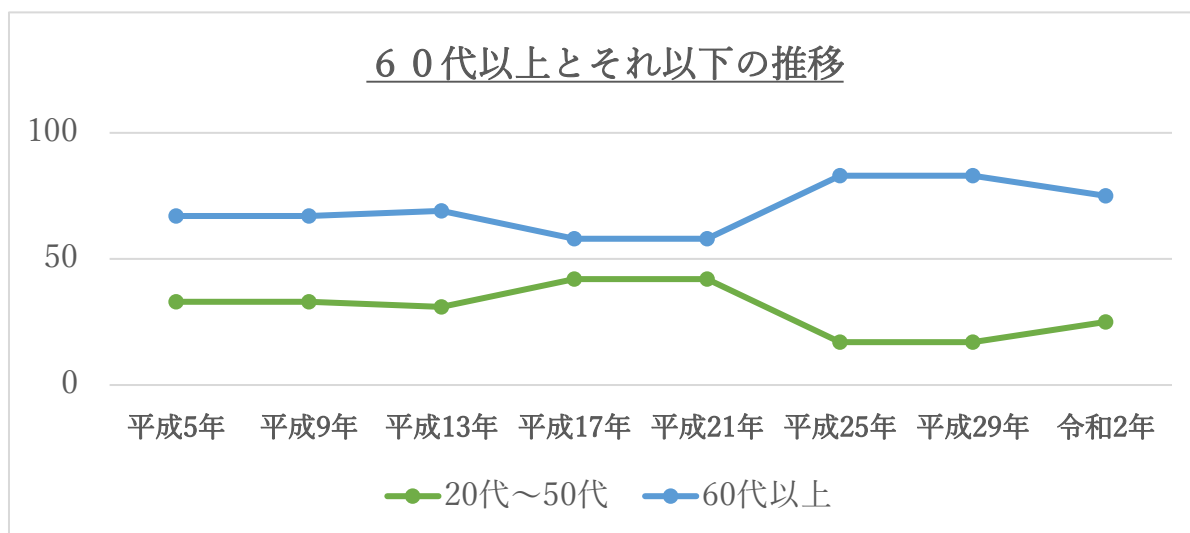
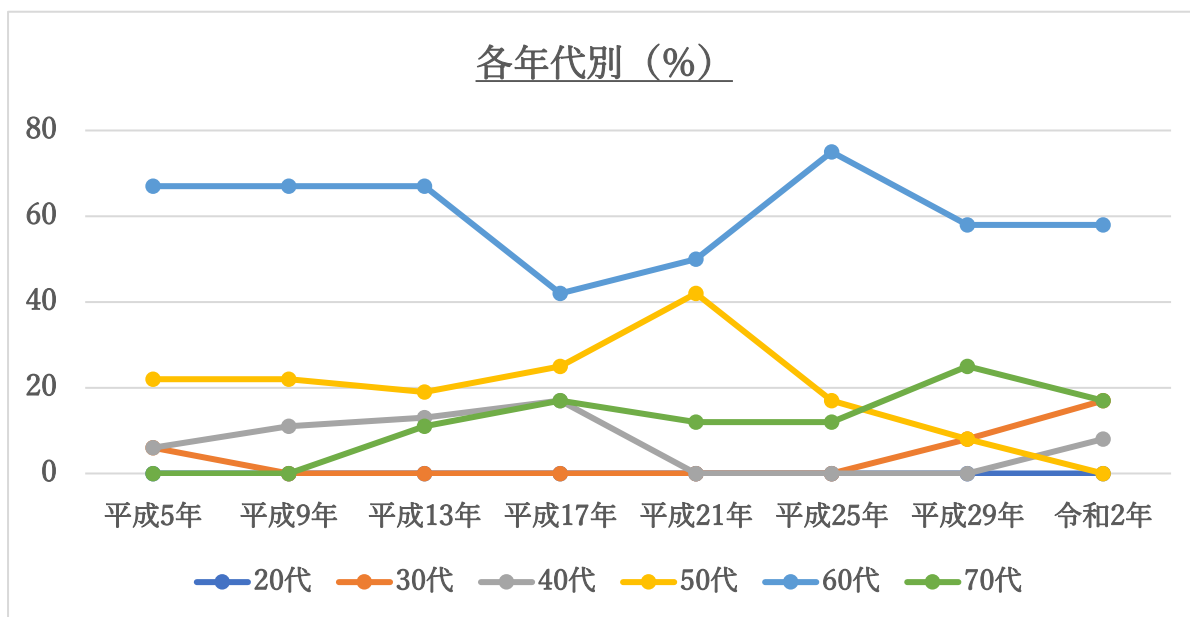


飯島町における、改選期ごとの全人口に対する年代別町民割合(%)

年	60代以上とそれ以下	
	20代～50代	60代以上
平成5年	50	28
平成9年	50	28
平成13年	49	31
平成17年	49	33
平成21年	48	35
平成25年	44	39
平成29年	42	41
令和2年	42	44



資料 4-4-5) 改選期ごとの議員定数に対する年代別議員割合(%)



資料 5) 議員の活動時間調査根拠

議員 A (所属: 常任委員会委員長・常任委員会委員・小委員会委員)

月 日	委員会・団体名	所用時間	内容
1 月 7 日	消防出初式	1	
1 月 11 日	商工会新年会	3	
1 月 12 日	定数報酬小委員会	4	木曽町議会
1 月 19 日	地方自治研修会	6	松本
1 月 22 日	議会運営委員会・全員協議会・懇親会	8	
1 月 23 日	研修会	6	
1 月 25 日	議会打合せ	1	議長・副町長
1 月 26 日	広報委員会	3	
1 月 27 日	一般質問内容作成	3	
1 月 29 日	全員協議会	1	
1 月 30 日	広報委員会・一般質問内容作成	7	
1 月 31 日	産業振興審議会・一般質問内容作成	6	
2 月 1 日	議会運営委員会	3	
2 月 2 日	広報委員会	5	
2 月 3 日	後援会議員連盟	3	
2 月 7 日	広報委員会・太鼓連打合せ	9	
2 月 8 日	広報委員会・臨時議会	7	
2 月 9 日	太鼓連打合せ	2	あて職
2 月 10 日	むらむら塾	5	
2 月 14 日	議会運営委員会・予算概要説明	8	
2 月 16 日	定数報酬小委員会	2	
2 月 17 日	まちびとプランナー・一般質問準備	5	
2 月 18 日	一般質問準備	4	
2 月 19 日	一般質問準備・太鼓連打合せ	5	
2 月 21 日	伊南行政定例会	6	
他	一般質問原稿作成	8	
他	地域要望対応	8	
他	情報収集・データ分析	60	
合計		189	

議員 B（所属：副議長・常任委員会委員・小委員会委員）

月 日	委員会・団体名	所用時間	内容
1 月 7 日	消防出初式	6.0	
1 月 14 日	一般質問議会だより作成	3.0	
1 月 15 日	むら夢塾実行委員	1.5	移動時間含む
1 月 16 日	農政懇談会 JA	4.0	
1 月 29 日	全員協議会	2.5	移動含む
1 月 30 日	中部伊那会議	2.5	
2 月 5 日	一般質問作成業務	8.0	
2 月 7 日	伊南市町村連絡協議会	4.0	
2 月 8 日	臨時議会	2.0	移動含む
2 月 10 日	むら夢塾	11.0	
2 月 13 日	(一)地区営農組合研修・役場	4.5	決裁業務等
2 月 14 日	議会運営委員会・全員協議会	8.5	
2 月 16 日	定数報酬小委員会・議会活動記録簿作成	3.5	
2 月 17 日	まちびとプランナー反省会	3.0	
2 月 19 日	一般質問提出・上伊那広域連合定例会	8.5	
2 月 20 日	一般質問補足資料作成業務	2.0	
2 月 21 日	伊南行政定例会・一般質問役場へ	9.5	
2 月 22 日	一般質問 補足資料作成	6.5	
2 月 23 日	一般質問 補足資料作成	5.0	
2 月 26 日	一般質問資料提出・地区営農組合研修	6.0	
他	情報収集・データ分析	60	
合計		161.5	

議員 C（所属：常任委員会委員長・常任委員会委員・監査委員・小委員会委員）

月 日	委員会・団体名	所用時間	内容
1 月 12 日	定数報酬小委員会	5	木曽町視察
1 月 17 日	議会 D X	1	D X 会議
1 月 22 日	議会運営委員会・全員協議会・理事者懇親会	4	会議
1 月 22 日	広報委員会	1	日程の確認
1 月 26 日	広報委員会	5	原稿の作成
1 月 27 日	清水県議後援会	2	県政報告
1 月 28 日	宮下一郎後援会	5	国政報告
1 月 30 日	広報委員会	7	原稿の作成
1 月その他	広報委員会	3	提出資料の整理

1月その他	議員活動	15	もあい意見交換
2月1日	議会運営委員会	2	委員会
2月1日	広報委員会	3	委員会
2月4日	清水県議ミニ集会	2	ミニ集会参加
2月7日	広報委員会	8	委員会
2月8日	広報委員会・臨時会	5	
2月14日	議会運営委員会・全員協議会	4	
2月20日	土地開発公社	1	理事会
2月その他	広報委員会	10	原稿整理・チェック
2月その他	議員活動	20	もあい意見交換
他	情報収集・データ分析	60	
合計		163	

議員D（所属：常任委員会委員長・常任委員会委員・小委員会副委員長）

月 日	委員会・団体名	所用時間	内容
1月12日	定数報酬小委員会	6	資料作成
1月13日	議会運営委員会準備	1	議会申し合わせ事項作成
1月13日	その他	5	障がい者プラン資料作成
1月14日	その他	1	障がい者プラン資料作成
1月18日	七久保区に対する活動	3.5	区会との懇談会
1月20日	議会運営委員会準備	5	議会申し合わせ事項改定案
1月21日	議会運営委員会準備・定数報酬小委員会	10	
1月22日	全員協議会・議会運営委員会	4.5	
1月22日	理事者に対する活動・定数報酬小委員会	4.5	
1月23日	議会運営委員会	7	議会運営研修会
1月24日	定数報酬小委員会	3	これまでの調査内容の確認
1月28日	後援会に対する活動	5	12月定例会活動報告書作成
1月29日	定数報酬小委員会	3	
1月30日	定数報酬小委員会	3	
1月31日	定数報酬小委員会会	3	
1月31日	議会運営委員会準備・後援会に対する活動	2	
2月1日	議会運営委員会	2	委員会
2月2日	広報委員会	2	議会広報作成
2月5日	その他	1	障害者福祉プラン提案
2月5日	その他	2	他市町村の議員との懇談会
2月5日	広報委員会・本会議	4	

2月9日	全員協議会準備	3	申し合わせ事項完成版作成
2月10日	定数報酬小委員会準備	5	これまでの報告書検討
2月14日	議会運営委員会・全員協議会	7	
2月16日	定数報酬小委員会	1	委員会
2月17日	全員協議会準備・定例会準備	6	著作権と一般質問の検討
2月17日	政策プランナー会議	2.5	
2月19日	定例会準備	5	一般質問の検討
2月20日	定例会準備	1	議会事務局と協議
2月23日	全員協議会準備	3	著作権と一般質問の検討
2月24日	定数報酬小委員会準備	3	最低生活費の調査
2月26日	全員協議会準備	5	著作権と一般質問の検討
2月27日	定数報酬小委員会準備	3	最低生活費の調査
2月28日	定数報酬小委員会準備	3	最低生活費の調査
2月29日	定例会準備	2	一般質問の資料作成
他	情報収集・データ分析	60	
合計		186.5	

議員 E（所属：常任委員会副委員長・常任委員会委員・小委員会委員長）

月 日	委員会・団体名	所用時間	内容
1月11日	商工会新年会	3	
1月12日	定数報酬小委員会	4	木曾議会訪問
1月14日	訪問内容まとめ	3	
1月19日	地方自治研修会	3	オンライン
1月22日	定数報酬小委員会	1	委員会
1月22日	全員協議会	8	
1月26日	広報委員会	2	
1月29日	全員協議会	1.5	
1月30日	広報委員会	2	
その他	一般質問内容検討・作成	8	
その他	委員会資料まとめ 等	10	
その他	町民との懇談	5	
2月1日	議会運営委員会	3	
2月2日	広報委員会	5	
2月7日	広報委員会	3	
2月8日	臨時議会	4	
2月12日	定数報酬小委員会資料作成	3	

2月11日	一般質問内容検討	3	
2月14日	定数報酬小委員会資料作成	3	
2月14日	議会運営委員会・予算概要説明	8	
2月16日	定数報酬小委員会	2	
2月16日	一般質問準備	4	
2月19日	一般質問準備	3	
その他	一般質問原稿作成	10	
他	情報収集・データ分析	60	
合計		161.5	

資料 6)「生活に必要な金額」の算出根拠

6-1) 子育て世帯

前提条件

①子育て世帯 夫婦（世帯主が40歳から60歳を想定）・子（16歳未満）×2

②民事再生法に基づく、1年間の最低生活費の「手取り」額＝3,374,938 円

1 個人別生活費

親 374,000 円×2 人＝748,000 円

子 396,058 円×2 人＝792,117 円

合計 748,000 円＋792,117 円＝1,540,117 円

2 世帯別生活費

545,000 円

3 冬季特別生活費

79,000 円

4 住居費

480,000 円

5 勤労必要経費

455,000 円

6 結論（長野県飯島町に居住する子育て世帯の年間最低生活費）

1,540,117 円＋545,000 円＋79,000 円＋480,000 円＋455,000 円＝

手取り 3,099,117 円

7 物価上昇率による修正

民事再生法が制定された平成13年から令和5年までの消費者物価指数の上昇率

8.9%（内閣統計局）

3,099,117 円×1.089＝手取り 3,374,938 円

③最新の議員報酬 毎月の給与＋期末賞与2回（1.75×1.4＝2.45 合計 4.9 月）の16.9 月

④飯島町に在住しているものとする。

↓ 以下、②の手取り額を額面額に計算し直す

2. 会社の社会保険に加入している場合の給与額

結論：総支給額 4,258,800 円

(1) 毎月の給与 (合計手取り額 2,349,096 円)

①支給額 252,000 円 合計 3,024,000 円

②社会保険料 (20 等級) 合計 459,420 円 健康保険 14,495 円 + 厚生年金 23,790 円 = 38,285 円

③雇用保険 (6/1,000) 1,512 円 合計 18,144 円

④課税対象額 ①-②-③=212,203 円

⑤所得税額 (一覧表より) 3,570 円 合計 42,840 円

⑥住民税額 (計算資料より) 1 月のみ 13,700 円 他の月 12,800 円 合計 154,500 円

(2) 期末賞与 (2 回) (合計手取り額 1,031,592 円)

①支給額 252,000 円 $\times 2.45 = 617,400$ 円 合計 1,234,800 円

②社会保険料 617,000 円 $\times$ 健康保険料率 11.15% $\times 1/2 = 34,397$ 円 厚生年金料率 18.3% $\times 1/2 = 56,455$ 円 合計 181,704 円

③課税対象額 ①-②=526,548 円 ④所得税額 (一覧表より) ③ $\times 2.042\% = 10,752$ 円 合計 21,504 円

手取り額合計 3,380,688 円

3. 社会保険に未加入である場合の給与額

結論：総支給額 4,258,800 円

①健康保険税 合計 443,593 円

所得割 (前年総所得金額-430,000 円) $\times 10.9\% = 276,293$ 円

均等割 37,300 円 $\times 2$ 人 + 28,600 円 $\times 2$ 人 = 131,800 円

平等割 1 世帯当たり 35,500 円

②国民年金保険料 16,520 円 合計 198,240 円

③所得税額 74,600 円

④住民税額 156,100 円

⑤手取り額 4,258,800 円 - ① - ② - ③ - ④ = 3,386,267 円

6-2) 高齢者世帯

1. 前提条件

①民事再生法に基づく、1 年間の最低生活費の「手取り」額 = 2,530,836 円

1 個人別生活費

429,000 円 $\times 2$ 人 = 858,000 円

2 世帯別生活費

452,000 円

3 冬季特別生活費

79,000 円

4 住居費

480,000 円

5 勤労必要経費

455,000 円

6 結論（長野県飯島町に居住する高齢者世帯の年間最低生活費）

858,000 円 + 452,000 円 + 79,000 円 + 480,000 円 + 455,000 円 = 手取り

2,324,000 円

7 物価上昇率による修正

政令が制定された平成 13 年から令和 5 年までの消費者物価指数の上昇率

8.9%

2,324,000 円 $\times$ 1.089 = 手取り 2,530,836 円

②最新の議員報酬 毎月の給与＋期末賞与 2 回（ $1.75 \times 1.4 = 2.45$ 合計 4.9 月）の 16.9 月

③飯島町に在住しているものとする。

2-1. 夫婦年齢が 60 歳から 64 歳の場合結論：給与支給額 2,950,000 円

①健康保険税 合計 279,442 円

・所得割 （前年総所得金額-430,000 円） $\times$ 10.9% = 169,342 円

・均等割 37,300 円 $\times$ 2 人 = 74,600 円 ・平等割 1 世帯当たり 35,500 円

②国民年金保険料 0 円

③所得税額 43,000 円

④住民税額 94,300 円

⑤手取り額 2,950,000 円 - ① - ② - ③ - ④ = 2,533,258 円

2-2. 夫婦年齢が 65 歳から 74 歳の場合結論：給与支給額 1,110,000 円

①年金受給額 795,000 円 $\times$ 2 人 = 1,590,000 円

②健康保険税 合計 96,880 円

・所得割 （前年総所得金額-430,000 円） $\times$ 8.6% = 11,180 円

・均等割 28,600 円 $\times$ 2 人 = 57,200 円 ・平等割 1 世帯当たり 28,500 円

③所得税額 0 円

④住民税額 5,000 円

⑤手取り額 2,700,000 円 - ② - ③ - ④ = 2,536,854 円

2-3. 夫婦年齢が 75 歳以上の場合結論：1,000,000 円

①年金受給額 795,000 円 $\times$ 2 人 = 1,590,000 円

②後期高齢者保健料 合計 46,076 円

・所得割 （前年総所得金額-430,000 円） $\times$ 8.56% = 1,712 円

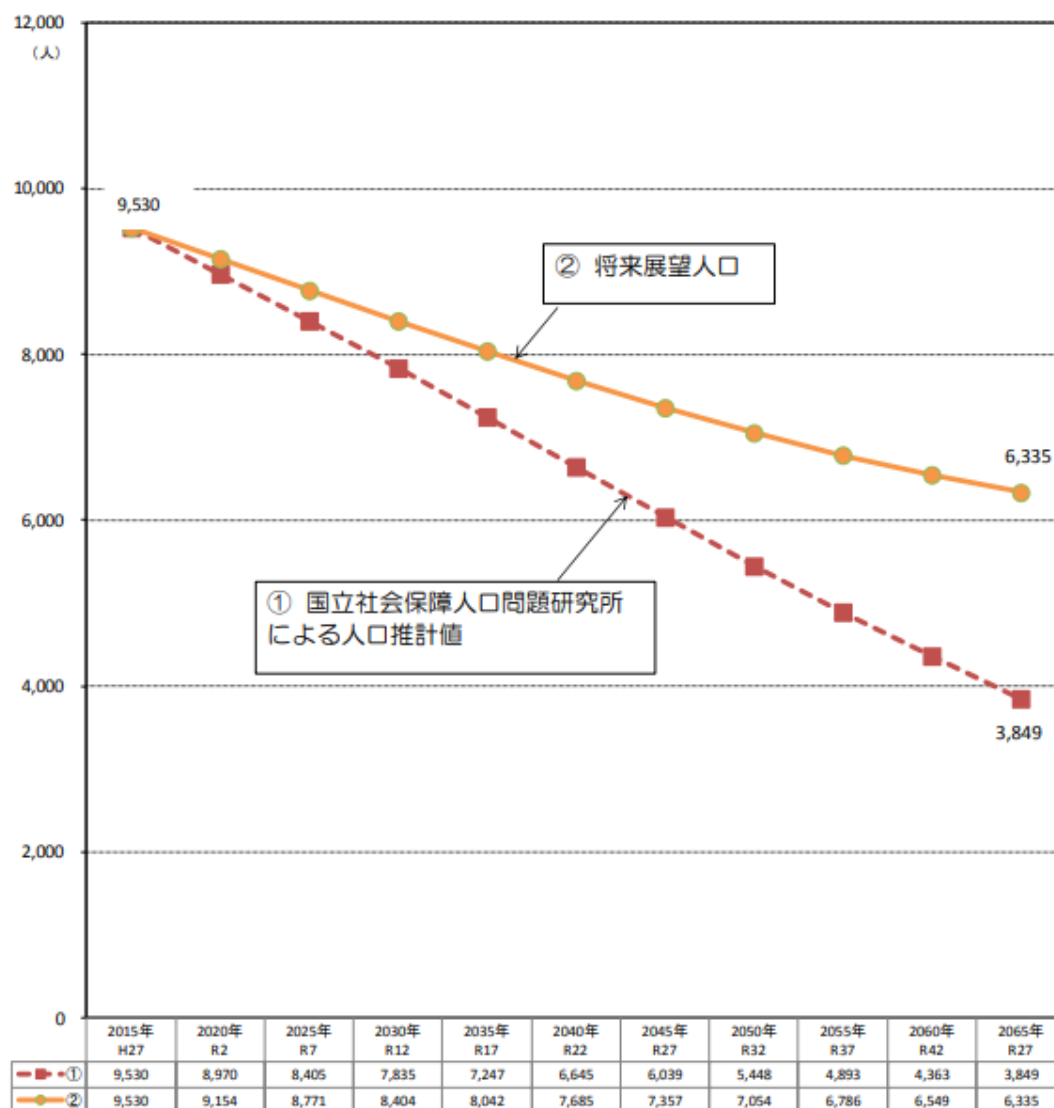
・均等割 44,365 円 $\times$ 2 名 = 88,730 円 $\Rightarrow$ 44,364 円（5 割軽減）

③所得税額 0 円

④住民税額 5,000 円

⑤手取り額 2,590,000 円 - ② - ③ - ④ = 2,538,924 円

資料 7) 飯島町の人口推移



出典：令和2年10月 飯島町人口ビジョン